

入院のご案内

地域とともに育む医療と介護 そこに差別があつてはならない
安心・安全・納得の医療と介護を私たちは追求します。



入院日： 月 日 () 時



公益財団法人横浜勤労者福祉協会

汐田総合病院

〒230-0001 横浜市鶴見区矢向 1-6-20

TEL 045-574-1011



日本医療機能評価機構認定病院
日本医療機能評価機構付加機能認定病院
厚生労働省臨床研修指定病院

<http://www.ushioda.or.jp/>

病院の理念

医療・福祉・介護にわたる総合的なサービス提供を通して、患者様との協同、患者様の信頼と納得、無差別平等を追求します。

病院の基本方針

- 1.地域の総合病院として、かかりつけ医療機関としての役割を果たします。
- 2.地域住民、かかりつけ患者様への救急医療に24時間対応します。
- 3.保健・予防から急性期、リハビリ、療養期、在宅支援まで、総合的な医療とケアを実践します。
- 4.生活能力の回復までを視野に入れた高齢者医療を充実させます。
- 5.総合病院としての専門性追求と地域連携で地域住民の健康を守ります。

患者様の権利

私たちは、以下のような「患者様の権利」を大切に考えて医療を実践します。

- 1.あなたは、医療の内容、その危険性および回復の可能性について、十分な説明を受けた後にその治療を受けることができます。ただし、必要に応じて主治医の判断によって家族、代理の方にお話をする場合があります。
- 2.あなたは、今受けている医療（治療、処置、検査、看護、食事、その他）について、ご自分の希望を申し出ることができます。
- 3.あなたは、その他の医療機関に転院したい場合、または納得した医療を受けるために主治医以外の医者から意見（セカンド・オピニオン）を聞きたい場合には、申し出ることができます。必要な情報を提供いたします。
- 4.あなたの医療上の個人情報保護されます。
- 5.あなたの人格はどのような病状においても大切にされます。
- 6.あなたの診療情報は希望により開示されます。

目次

1.入院手続き・準備	1
2.禁止および注意事項	1
3.入院生活のご案内	2
4.病院からのお知らせ	4
5.入院費用について	5

【別紙】

- ▶ 厚生労働大臣の定める掲示事項
- ▶ 個人情報保護について
個人情報保護に関する考え方
個人情報保護に関する方針
個人情報の利用目的
- ▶ 患者・家族の安全対策 10 か条について
患者・家族の安全対策 10 か条
- ▶ 患者サポート室（医療福祉相談窓口）のご案内
- ▶ 衣類・紙オムツ等レンタルのご案内
- ▶ 高額療養費制度のご案内

1.入院の手続き・準備

当院 1 階の入退院窓口（患者サービス課）にて、入院の準備や手続きの方法についてご案内いたします。予定入院の方で入院日が決定されていない方につきましては、当院よりご連絡させていただきます。

入院窓口取扱時間 月曜～木曜、土曜 9：00～16：50

金曜のみ 9：00～12：50 ※日曜・祝日は取扱できません。

入院手続きに必要な書類等について


患者様にご用意いただくもの

- 健康保険証・医療受給者証*1 限度額適用認定証*2 介護保険証
印鑑 入院保証金 5万円 1万円

当院からお渡しご記入いただくもの

- 汐田総合病院入院誓約書 個人情報に係る申請書 寝具借用書
入院時看護記録 よこはま健康友の会入会申込書（任意）

- *1 労働災害、公務災害の場合は所定の用紙をお持ちください。自賠責保険、生活保護法の医療扶助の場合は、窓口でお申し出ください。
 *2 70歳未満の方は、入院の際「限度額認定証」をご提示いただくと、入院時、1ヵ月（暦月）のお支払いが自己負担限度額までとなります。詳細は健康保険加入先へお問い合わせください。
 *3 上記の手続きにつきましては、原則は入院当日、遅くとも3日以内に完了していただきますようお願いいたします。

国民健康保険 被保険者証	有効期限 記号番号	平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇〇〇〇〇
氏名	コタマ 乙朗	
生年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	性別 男
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
世帯主氏名	甲田 丙朗	
住所	甲斐乙市丙町〇丁目〇番地	
交付年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
保険者番号	〇〇〇〇〇〇	保険者名 丙郎 

日用品の準備について

持ち物には全て記名してください。

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 洗面用具（歯ブラシ、歯磨き粉） | <input type="checkbox"/> タオル（バスタオル、フェイスタオル） |
| <input type="checkbox"/> 義歯（ケース、洗浄剤、義歯ブラシ） | <input type="checkbox"/> パジャマ、下着（パンツ） |
| <input type="checkbox"/> コップ | <input type="checkbox"/> 入浴用品（シャンプー、リンス、ボディソープ） |
| <input type="checkbox"/> オムツ（普段ご利用の方） | <input type="checkbox"/> マスク |
| <input type="checkbox"/> 上履き（できれば“かかと”があるもの） | <input type="checkbox"/> ひげそり（電気シェーバー、男性） |
| <input type="checkbox"/> 普段使用しているお薬・お薬手帳 | <input type="checkbox"/> その他、身の周りの物 |

- *5 日用品につきましてはレンタルもご利用いただけます。

日用品のレンタル

株式会社 柴橋商会 電話 0120-312-098

取扱い内容：寝巻、タオル類、紙おむつ等（詳細は別紙をご参照ください）

2.禁止および注意事項

以下の禁止事項等をお読みいただき、入院誓約書の内容を厳守していただきますようお願いいたします。

- ・施設内・敷地内において喫煙は禁止（全面禁煙）です。
 - ・入院期間中の飲酒は禁止です。
 - ・入院前には、付け爪・マニキュア・ペディキュア等を落としてください。
 - ・暴力・暴言、セクハラ行為は禁止です。
 - ・はさみ、カミソリ類、果物ナイフ等の刃物、その他、危険物の持ち込みは禁止です。
 - ・その他、法令および社会通念上認められない行為、病院の秩序を乱す行為は禁止です。
- *上記について違反があると認められた場合は、退院していただくことがあります。
- ・入院期間中の駐車場利用はご遠慮下さい。ご利用の場合は、規定料金をお支払いいただきます。
 - ・紛失・盗難の発生を防ぐ為、貴重品や多額の現金をお持ちにならない様お願いします。また、患者様同士の金品の貸し借りは行わないで下さい。紛失・盗難事故が発生した場合、当院では責任を負いかねます。

3.入院生活のご案内

患者様が安心して療養に専念いただけるよう、入院診療計画のもと、主治医を中心に、看護師、薬剤師、療法士等がチームで治療にあたっています。治療方針等につきましては、主治医よりわかりやすく説明させていただくことを心掛けております。後に、ご不明なことがありましたら、ナースステーションにお問い合わせください。なお、電話でのお問い合わせには、お答えできませんので、ご了承ください。

生活時間について



食事 8:00,12:00,18:00 選択メニューがあります。*1

消灯 22:00

テレビ 9:00-23:00 テレビカードをご購入ください。必ずイヤホンをご使用ください。*2

入浴 9:00-16:00 治療内容等により入浴ができない場合があります。

洗濯 7:00-20:00 各病棟にコインランドリーを設置しています。

*1 食物アレルギーがある方、あるいは病院食以外を召し上がる際は、医師または看護師にご相談ください。患者様同士の飲食物のやり取りは、治療上妨げになる場合がありますので、ご遠慮ください。

*2 テレビカードの販売機は各病棟にあります。精算機は1階自販機となりにあります。イヤホンは2階売店で購入いただけます。

医師からの病状・手術説明について

時間外の入院時や緊急の場合を除いて、診療時間内 **(月～金 9:00～17:00)** に限らせていただきます。ご理解とご協力をお願いします。

面会について

面会時間

10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	
				月～金 14:00～20:00								
土・日・祝日 11:00～20:00												

*市中感染症の流行状況により、面会時間の変更や制限をすることがありますので、ご了承ください。

受付窓口

1階総合受付（17時以降、日・祝祭日は1階救急窓口）

面会のルール

- ・面会受付にて受付簿に記入の上、面会証を身に付けてください。
- ・かぜ症状等のある方の面会は禁止です。
- ・入室前のうがい・手洗い・手指消毒の実施してください。
- ・中学生以下の面会は禁止です。
- ・面会時間は30分以内、面会人数は3人までとしてください。
- ・11月から3月はマスクを着用してください。

駐車料金について ・面会の方の駐車料金割引を行っています。総合受付までお声かけください。

入院中の他の保険医療機関への受診について

健康保険法等の定めにより、当院入院中に他の保険医療機関での治療や検査、投薬については、診療報酬上の制約が設けられています。他の保険医療機関へ、ご本人、または、ご本人に代わりご家族等が受診された場合は、治療・検査および投薬に係る費用について、患者様負担（実費）でお支払いいただくこととなりますので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

例外として、治療、検査等が必要な場合であって、当院において医療機器・設備との関係で実施できない場合につきましては、患者様への説明と同意のもと、当院から他の保険医療機関にご紹介することがございます。この場合は、実費のご請求はございません。

Q.かかりつけの先生から月に1回もらっている薬が無くなりそうなのですがどうしたら良いですか？

A.かならず当院の主治医または看護師にご相談ください。主治医の判断により当院で処方することができます。

医療安全対策についてご協力をお願い

フルネームの確認、リストバンド着用について

誤認を防ぐため、フルネームの確認や、リストバンドを着用していただきます。入院中の治療や検査が安全に行われることを目的としていますので、ご協力ください。

転倒・転落防止について

環境変化等により転倒・転落事故が起こることがあります。患者様の治療・安全優先のため、やむを得ない場合、ご本人、ご家族へ十分な説明と了解の上、手足を抑制させていただく場合がありますので、ご了承ください。万一、骨折や縫合処置が生じた場合は、7時から22時の間にご連絡させていただくことができますので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

ご意見箱・アンケートについて

医療安全をより発展させるため、患者様・ご家族より当院へのご意見やご感想を伺っております。「患者様の声」回収箱を設置しておりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。また、退院時にもアンケートを行わせていただいておりますので、合わせてご協力をお願いいたします。

非常災害について

- ・入院時には必ず非常口の位置をご確認ください。
- ・地震・火災等の災害が発生した場合は、職員の指示に従い、落ち着いて避難してください。非常時にはエレベーターは使用しないでください。
- ・火災予防のため電灯の上にタオル等をかけることは絶対にしないでください。

外出・外泊、付添いについて

外出・外泊は医師の許可が必要です。「外出・外泊許可申請書」をご提出が必要となりますので、看護師へお申し出ください。当院の施設基準上、付添いの必要はありません。付添いは、患者様・ご家族の申請により、医師が病状を判断し、許可があった場合のみとなっています。申請につきましては、病棟看護師長へご相談ください。

4.病院からのお知らせ

室料差額・特定療養費について

当院は室料差額（差額ベッド料）、は頂いておりません。特定療養費は、2F 病棟、7 階病棟のみ療養病棟の届け出をしている関係上、居室料 ¥ 370 を算定しております。これからも無差別平等の医療・介護・福祉の実践に努めてまいります。

研修生・実習生の受け入れについて

当院は、医師の臨床研修および看護師、医療技術者、各種専門学校生等の臨床実習施設になっております。臨床研修医は指導医のもと、研修に取り組みます。臨床実習は学生が当院の施設内において、医師・看護師、薬剤師等の指導のもとに患者様に接し、臨床を学ぶ教育方法です。医療を担う人材の育成のために、ご協力いただきますようお願いいたします。

各種窓口について

医療安全相談

受付時間 月曜日～土曜日 9:00-17:00
 相談内容 医療安全に関する内容全般
 相談窓口 各病棟責任者 患者サービス課責任者（本館 1 階）
 相談対応 患者サポート支援担当者（医療安全管理者）
 相談料金 無料

医療福祉相談

受付時間 月曜日～土曜日 9:00-13:00 14:00-17:00
 相談内容 介護・福祉制度の利用、医療費、転院・在宅療養向けのご支援
 相談窓口 患者サポート室（本館 2 階）
 相談対応 医療ソーシャルワーカー（MSW）
 相談料金 無料

セカンドオピニオン

・他院から当院へ

受付時間 月曜日～土曜日 9:00-13:00 14:00-17:00
 対応窓口 患者サービス課（本館 1 階）

・当院から他院へ

受付時間 月曜日～土曜日 9:00-13:00 14:00-17:00
 対応窓口 各病棟責任者 患者サポート室（本館 2 階）

カルテ開示

受付時間 月曜日～土曜日 9:00-13:00 14:00-17:00
 対応窓口 各病棟責任者 患者サービス課責任者（本館 1 階）
 申請方法 総合受付にて申請用紙に必要事項を記入。*身分証明書をご提示いただきます。
 申請後 14 日以内に当院担当者より開示の方法等についてご連絡いたします。
 開示料金 手数料 2,500 円（税別） その他コピー費用など実費負担

診断書等の文書作成申請

受付時間 月曜日～土曜日 9:00-13:00 14:00-17:00
 申請窓口 患者サービス課（本館 1 階）

よこはま健康友の会について

当院は、よこはま健康友の会と連携し、安心して住み続けられるまちづくりを推進しています。また、友の会会員の出資金により、医療機器等、設備の充実をはからせていただいております。文書料金・予防接種料金の割引等の特典もございますので、ぜひご入会いただきますようお願いいたします。

- ・年会費 1,000 円
- ・出資金 1 口 2,000 円 *出資金は無利息です。申請によりご返金いたします。

職員への「心付け」の辞退について

医療活動への感謝のお気持ちから、金銭や品物をお持ちになる患者様、ご家族がありますが、当院ではそれらの「心付け」を辞退させていただいておりますので、ご了承ください。

医療提供は私たちの職務であり、患者様の回復が何よりも喜ばしいことです。もし心遣いをいただけるようでしたら、出資金へのご協力をお願いいたします。

5.入院費用について

入院費のご請求について

退院日

退院日の 10 時までに計算し、各病棟へ連絡いたします。内容をご確認の上、1 階の会計窓口（本館 1 階）でご精算ください。なお、入院保証金の手続きを合わせて行いますので、「預かり証」をご持参ください。清算完了後、病棟看護師の最終確認を終えてから退院となりますのでご承知おきください。

入院中

月末までの料金を計算し、翌月 11 日～13 日の間に請求書を発行します。1 階の会計窓口（本館 1 階）にてご精算ください。

（例）4 月 1 日～4 月 30 日までの請求書の発行は 5 月 11 日～13 日

*事前に概算額をお知りになりたい方は、入退院窓口（本館 1 階）へお尋ねください。

*郵送ご希望の方は、入退院窓口にお申し出ください。

入院費のご精算について

ご精算窓口の営業時間

窓口：1 階の総合受付（患者サービス課）

月、水、金、土曜日 9：00～16：30 火、木曜日 9：00～18：30

ご精算の方法

- ・請求書の発行から 5 日以内に、1 階の会計窓口（本館 1 階）にてご精算ください。
- ・クレジットカード、デビットカードをご利用いただけます。
- ・銀行振込をご希望の際は、所定の手続きをお願いいたします。
- *領収書の再発行はできませんので、大切に保管ください。

連帯保証人の極度額（上限額）について

2020 年 4 月 1 日より、保証による民法のルールが変更となります

個人が保証人になる根保証契約については、保証人が支払の責任を負う金額の上限となる「極度額」を定めなければ無効となります。この極度額は書面等により当事者間（病院－連帯保証人）の合意で定める必要があります。保証人はこの極度額の範囲で支払の責任を負うこととなります。当院では入院誓約書の記載をもって当事者間の合意といたしますのでご承知おきください。

当院の極度額（上限額）は 150 万円です。

厚生労働大臣の定める揭示事項

I 保健医療機関の登録について

当院は保険医療機関の指定を受けています。

II 入院基本料について

当院は一般病棟入院基本料 1 (7 対 1 入院基本料)、地域包括ケア病棟入院料 2 (13 対 1)、回復期リハビリテーション入院料 1 (13 対 1) の届出を行っております。

* 詳細については各病棟に掲示しています。

III 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制及び褥瘡対策について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さまに関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制及び褥瘡対策の基準を満たしております。

IV D P C 対象病院について

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせる“D P C 対象病院”となっております。

※ 医療機関別係数 **1.4403** (基礎係数 **1.0404** + 機能評価係数 I **0.3113** + 機能評価係数 II **0.0886**)

V 当院では、関東信越厚生局長に下記の届出を行っております。

1) 入院時食事療養について

入院時基本料に包括された食事療養費を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。

当院は、入院時食事療養に関する特別管理による食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時(夕食については午後 6 時以降)適温にて提供しております。またあらかじめ定められた日に、患者さまに対して提示する複数のメニューから、お好みの食事を選択できる「選択メニュー」を実施しております。

2) 基本診療料の施設基準等に係る届出

・ 歯科外来診療環境体制加算、一般病棟入院基本料 (7 対 1)、地域包括ケア病棟入院基本料 (看護職員配置加算・看護補助者配置加算)、診療録管理体制加算 1、医師事務作業補助体制加算 2 (25 対 1)、急性期看護補助体制加算 (25 対 1)、夜間急性期看護補助体制加算 (100 対 1)、特殊疾患入院施設管理加算、療養環境加算、重症者等療養環境特別加算、療養病棟療養環境加算 1、医療安全対策加算 1、感染防止対策加算 1、感染防止対策地域連携加算、認知症ケア加算、患者サポート体制充実加算、退院支援加算 1、総合評価加算、データ提出加算 2 のイ、回復期リハビリテーション病棟入院料 1 (体制強化加算)、病棟薬剤業務実施加算

3) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

・ がん疼痛緩和指導管理料、がん患者指導管理料 3、小児科外来診療料、院内トリアージ実施料、ニコチン依存症管理料、がん治療連携指導料、薬剤管理指導料、医療機器安全管理料 1、歯科治療総合医療管理料、在宅療養後方支援病院、検体検査管理加 (I・II)、神経学的検査、CT 撮影及び MRI 撮影、地域連携診療計画退院時管理料 I (大腿骨頸部骨折、脳卒中)、抗悪性腫瘍剤処方管理加算、外来化学療法加算 2、無菌製剤処理料、脳血管疾患等リハビリテーション料 (I)、運動器リハビリテーション料 (I)、呼吸器リハビリテーション料 (I)、がん患者リハビリテーション料、集団コミュニケーション療法料、歯科口腔リハビリテーション料 2、手術用顕微鏡加算、CAD・CAM 冠、脊髄刺激装置埋込術及び脊髄刺激装置交換術、ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術、早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術、胃瘻造設術 (内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む)、輸血管理料 II、輸血適正使用加算、胃瘻造設時嚥下機能評価加算、歯根端切除手術の注 3、麻酔管理料 I、クラウン・ブリッジ維持管理料、認知症ケア加算、超急性期脳卒中加算、せん妄ハイリスクケア加算、地域医療体制確保加算

4) 酸素の購入単価

LGC0.28 円/L 小型ボンベ 1.94 円/L

VI 明細書の発行について

当院では医療費の内容が分かる領収書及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を交付しております。なお、家族が代理で会計を行う場合はその家族への発行を含めて明細書の発行を希望しない場合には、お申し出ください。

VII 保険外負担に関する事項

当院では、紙おむつ・証明書・診断書料などにつきまして、その使用量、利用回数等に応じた実費のご負担をお願いしております。

個人情報保護について

個人情報保護に関する考え方

汐田総合病院では、患者様とともに安全・安心・納得の医療をすすめていくために、個人情報の重要性を十分に認識することが重要であると考えています。また、患者様の個人情報の安全な管理は、医療機関の社会的責務であると認識しています。そのために、関係法規、ガイドラインを遵守すると同時に、個人情報保護に関する、方針、規定を策定し患者様の個人情報の安全管理を行います。

個人情報保護に関する方針

1. 汐田総合病院は、個人情報保護法、医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（厚生労働省）、その他法令の遵守につとめ、個人情報保護活動を行います。
2. 汐田総合病院では、個人情報の取扱いについての規定を定め、組織体制を整備し、相談・苦情窓口を設置し、個人情報の保護に努めます。
3. 個人情報の収集、利用および提供にあたっては、安全で適切な取扱いを定めこれを遵守します。
4. 個人情報は、正確かつ最新の状態に保ち、個人情報への不正なアクセス、紛失、破棄、改竄及び漏洩の防止に万全を期します。
5. 診療情報は、インフォームド・コンセントの理念に基づき、患者様への開示を原則とします。
6. 個人情報に関する、方針、規定等は、効果的に実施されるよう継続的に改善していきます。

個人情報の利用目的

患者様への医療の提供に必要な利用目的

【病院の内部での利用】

▶ 患者様に提供する医療サービス

診察室、検査室、受付、会計等でお名前を繰り返し伺い、ご本人の確認をいたします

院内放送にて患者様の呼び出しをすることがあります

問診票等の記入や、過去の病歴、治療歴等をお伺いすることがあります

医師の指示に従い、患者様から血液等の検体を採取、レントゲン写真撮影等の検査を行います

診察、検査予約の変更、中断チェック等の為、病院から電話や手紙等の郵送をすることがあります

▶ 医療保険事務

診察申込書に氏名・生年月日・住所・電話番号等の記入をしていただきます

受付にて保険証の提出・確認を求めることがあります

▶ 患者様に係わる病院の管理運営業務

患者様の緊急度合いを判別し、入退院等の病棟管理を行っています

院内の安全確保、来院者の訪問目的を把握する為、面会者等に面会簿の記入をお願いしています

会計・経理業務を行っています

医療事故等の報告をしています

医療・看護サービス向上の為、職員間で情報の共有をしています

【他の事業者等への情報提供】

▶ 他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション等との連携を図っています

▶ 他の医療機関等からの照会があった場合、必要に応じ回答しています

▶ 患者様の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求めることがあります

▶ 御家族等への病状説明を行っています

- ▶ 御家族等から電話での来院、入院等の問い合わせにお答えすることがあります
- ▶ 検体検査業務の委託、その他の業務委託をしています
- ▶ 保険診療における審査支払機関への診療報酬明細書（レセプト）の提出をしています
- ▶ 審査支払機関又は保険者からの照会があった場合、これに回答しています
- ▶ 事業者等から委託を受けて健康診断等を行った場合、事業者等へその結果を通知しています
- ▶ 医師賠償責任保険等に係わる、医療に関する専門団体・保険会社等へ相談、届出等をしています

【患者様への医療提供以外での利用目的】

- ▶ 医療・看護サービスや業務の維持・改善の為の基礎資料として使用しています
- ▶ 病院の内部において行われる学生の実習・症例研究・全職員研修への協力をお願いしています
- ▶ 臨床研究の結果を学会、論文等で発表することがあります

名前や住所等個人が容易に特定される情報を明らかにしないなど、プライバシー保護に十分配慮いたします。患者様の診察内容や治療経過などの情報開示に対するご理解とご協力をお願いいたします。

- ▶ 友の会の紹介、入会のお誘い、出資金、署名等のお願いをすることがあります（患者様のいのちと健康を守る為に、友の会と協力して健康づくりや医療・福祉の充実に取り組んでいます。）
- ▶ 後継者育成として高校生の一看護・医師体験をする中で、診療現場への見学をする事があります。
- ▶ ボランティアを導入していますので必要な患者様情報を提供する事があります。
- ▶ 医療事故等の報告をしています

【留意点】

- ①患者様は病院が示す利用目的の中に同意しがたいものがある場合は、あらかじめ本人が不同意のむね、申し出てください。申し出のあった利用目的については、利用致しません。
- ②患者様が①の意思表示を行わない場合は、公表された利用目的について同意が得られたものといたします。
- ③同意・保留はその後の申し出により、いつでも変更が可能です。

【個人データの開示、訂正、利用停止等の手続き方法】

カルテ開示内規に基づき外来は患者サービス課へ、病棟は師長へ規定の書式で申請します。

【苦情の申出先】

サービス向上委員会とします。

責任者 奥山 洋子 電話 045-574-1011（代）

患者・家族の安全対策 10 か条について

当院には、みなさまの医療に関わるご心配やご意見などに対応できる医療安全管理室を設置しております。ホームページや院内ポスターでもお知らせしていますが、『患者さまの声』の投書箱、もしくは、どの職員でもお声をかけていただき、安全管理室に連絡していただくなど、大いにご利用いただきたいと思います。

病気やケガを治すためには、患者さんやご家族のご協力が大変重要となります。私たち医師や看護師をはじめとした職員は、安全・安心な医療を提供するために日々努力しております。しかし、医療現場には様々な危険があるのも事実で、こうした危険を防ぐために、当院では、安全対策に患者さんやご家族にもご参加いただいております。『患者・家族の安全対策 10 か条』をお読みいただき、ご自分でできる範囲で安全対策の実施にご協力をお願いします。

また、疑問・不明な点はお気軽に職員にお尋ね下さい。

1. 医療は不確実なものです

病気の診断を慎重に行います。しかし、診断は、入院時に確定できることもあれば、病気やお体の状態は日々変化するため、入院時には分からないこともあります。検査の結果、複数の病気が重なっており、入院中に新たな病気が発生することもあります。

2. 入院後の経過のパターンは、様々あります

入院してからの代表的なパターンは、大きく3つあります。高血圧・糖尿病・心臓病などの病気をもっている場合やご高齢の場合は、合併症が発生する確率が高くなります。また、治療のため、日頃服用しているお薬を休む場合は、その影響が出る場合があります。

3. ご高齢者は危険（転倒、骨折、合併症）が高くなります

転倒による骨折の発生は59歳以下では20%以下ですが、60歳以上では60%を超えます。また、骨折は初診時にははっきりせず、後から診断されることもあります。患者さんの転倒には、十分対策をしていますが、それでも転倒や骨折の危険性はゼロにはできません。ご高齢になるに従い、全身的な病気を合併している可能性が高くなります。

4. 医療は準委任契約にあたります

私たちは持てる限りの治療機器や薬・人材を使い、最大限の努力をします。（準委任契約）しかし、結果までのすべてを保障できるわけではありません。（請負契約）ぜひご理解ください。

5. 病院はそれぞれ役割に違いがあります

病院は一般病床（急性期）・リハビリ病床・療養病床（慢性期）などの役割があります。当院は、すべての機能をもっていますが、入院できる期間や病気の種類が定められております。場合によっては、転院していただく場合があります。

6. 安全な医療を行うのは、患者さん・ご家族の参加が重要です

病気やケガだけでなく、医療行為そのものは常にリスクが伴うものです。薬剤には効果がありますが、副作用もあります。検査や手術にも危険性があります。「治療のためにこれだけはどうしても必要」というやむを得ない医療行為があります。治療には、患者家族と医療者の協力が必要です。医療における危険をできるだけ減らすには、「みなさまのご協力なくして、安全な医療現場は目指せない」と考えています。お渡しする各種説明書をよく読んでいただき、ご自分でできる範囲内の、安全対策を行ってください。

患者・家族の安全対策 10 か条

第1条 わからないことは質問しましょう。

わからないことや不安なことはそのままにせず、質問して下さい。医師からの説明は、可能な限りご家族と一緒に伺ってください。

第2条 ご自身の意思表示を明確にしましょう。

患者さん自身の意思表示が優先されます。人工呼吸器の使用や宗教的なことなどご自身の意思は明確にお伝えください。ご本人の意思表示が不明の時は、ご家族の希望をお聞きします。なお、当院では、臓器提供などドナーカードへの対応は困難な病院です。

第3条 ご自身のお名前を確認しましょう。

入院時に着けていただくリストバンドに、ご自分のお名前が正しく書いてあるかどうかご確認ください。点滴のボトルや内服薬、食事などにもご自分の名前が書いてあるかをご確認下さい。輸血の時は、ご自分の血液型や名前をご確認下さい。職員がお名前を尋ねた場合は、ご自分のお名前を名乗って下さい。

第4条 病院の機能や特徴を理解しましょう。

当院は、一般急性期からリハビリ、療養病棟までをもつ病院です。病気の状態により、病棟を移る場合があります。しかし、入院期間や病気の種類により他の病院・施設へ転院していただく場合もありますので、ご理解・ご協力をお願いします。主治医や各診療科による回診がありますので、この時間を利用して、検査や手術、転院、退院などご質問もできます。

第5条 ひとり一人が、入院患者さん全員の安全確保に協力しましょう。

病院は、毎日、24時間不特定多数の方の集まる場所です。突然の面会等の対応に職員の時間がさかれると、患者さんの危険が増すこともあります。ご自身と同じように他の患者さんのことをお考えいただき行動して下さい。病院には、貴重品・多額のお金は持ち込まないようにして下さい。また、病院に不審者がいたら速やかに職員へお知らせ下さい。

第6条 院内感染防止に協力しましょう。(手洗い・咳エチケット・面会)

医療従事者は院内感染対策マニュアルに従って医療行為を行っています。重症の患者さん、抵抗力の弱い患者さんは感染しやすい状態になっています。すべての病棟で、発熱・咳・下痢・嘔吐・発疹・赤い目などの症状のある方の面会はお断りしています。小さなお子様は種々感染症の免疫がない場合が多く、面会をお断りしています。

第7条 医療行為中に、むやみに声をかけないようにしましょう。

医師や看護師などが集中して医療行為を行っているときに、他の人から話しかけられると医療行為が中断し検査、治療を受けている患者さんの危険が増します。患者さん・ご家族の皆様もご理解をお願いします。

第8条 暴言・暴力等は容認されないことを了解しましょう。

医療者が患者さん・ご家族から暴言暴力セクハラ、付きまとい行為などを受けることがあります。このような場合は、当院の規定により、対処させていただきます。警察通報の場合もあります。

第9条 説明やセカンドオピニオンの希望があれば相談しましょう。

説明時には、写真や図などお見せしながら行います。説明書をお受け取り下さい。身内に医療関係者がいる方は、遠慮なくそのことをお伝え下さい。専門的な立場でご意見・ご質問をお願いします。お身内の方の医療機関で診療を希望される場合もご遠慮なくお申し入れ下さい。また、他の病院の医師の意見も聞いてみたいという思いがあれば主治医、もしくは、看護師にご相談下さい。必要な資料を作成します。

第10条 お困りのことは相談しましょう。

不安や痛みが強い苦しいときなど医師や看護師に遠慮なくおし下さい。できる限りの対応を行います。ただし、薬の量や病気の状況により使えない薬もありますのでご理解下さい。また、治療や不安の内容によっては他の医療機関をご紹介しますこともあります。当院には『患者さまの声』という投書箱、入院時にお配りするアンケートがあります。入院、外来で「不明・不安・不満」なことがあり、相談にのってほしい。」ということがありましたら、職員へお声をかけて下さい。8階「医療安全管理室」、2階「患者サポート室」をご利用下さい。

皆様からの入院・介護に関するご相談を
患者サポート室がお受けします。
お気軽にご相談ください。

仕事に復帰
するにはど
うしたらい
いかな・・・

利用できる
社会保障制
度はありま
すか？

退院後の生
活が心配な
のですが。

医療費の支
払いは、いく
らになるの
かしら。

治療上の不
安を相談し
たい。

介護保険の
ことがよく
からないの
ですが・・・

転院先の相
談にも乗っ
てくれます
か？

患者サポート室

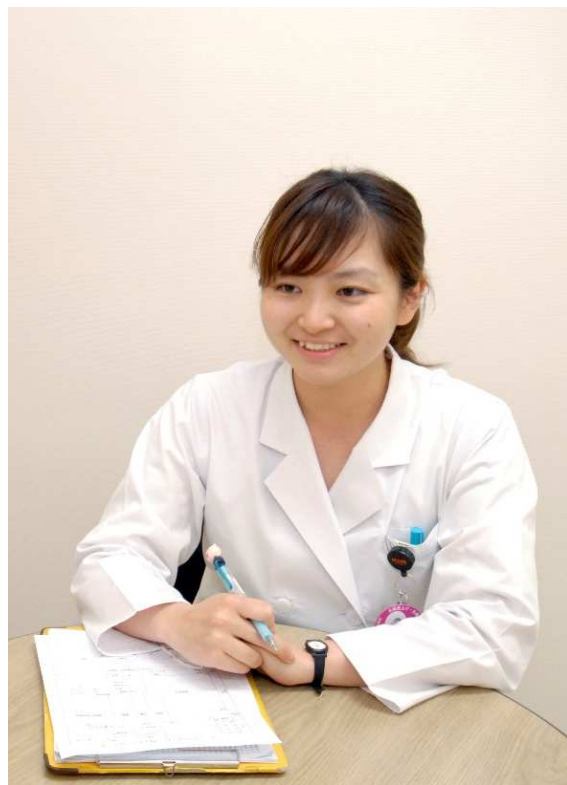
汐田総合病院患者サポート室には、医療ソーシャルワーカー（MSW）、入退院支援看護師、ケアマネジャーが常駐しています。

入院中に生じる問題の解決はもちろん、安心してご退院いただけるよう、一緒に準備させていただきます。どうぞお気軽にご相談ください。

無料低額診療制度のご案内

当院では、無料低額診療制度をご利用いただけます。入院費のお支払いが経済的に困難な患者様・ご家族のご相談を承っております。

*無料低額診療制度とは、患者様にお支払いいただく費用を無料または減額させていただく制度です。ご利用に際しては、患者様の経済状況等を総合的に審査させていただきます。



汐田総合病院 2F 患者サポート室

045-574-1011（代） 045-574-1385（直）

高額療養費制度のご案内

70歳未満の方で、入院・手術などで診療費用が高額になる場合、あらかじめ『自己負担限度額に係る認定証（限度額適用認定証）』の交付を受けていただき窓口で提示いただくと、診療費用の患者負担額が軽減される制度です。

診療費用（請求額）が高額となった場合、全額をお支払いいただいた後でも保険者に対し申請を行えば、この制度で定められた自己負担限度額を超えた金額について払戻しを受けられますが、事前に申請を行い提出いただくことで、請求額に制度が適用され一時的な多額の現金の支払いを軽減できます。

※70歳以上の方は『高齢受給者証』を提示いただくことで、限度額適用認定証の申請を行わなくとも、この高額療養費制度が適用されます。

※所得区分が「低所得」となる方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要になります。（「低所得」とは「住民税非課税世帯」の方です。）

Q&A

Q.申請手続きの方法を教えてください。

A.ご加入されている保険の保険者に対し交付申請を行ってください。

Q.保険者とは何ですか？

A.お手持ちの保険証の発行元のことです。

（例）国民健康保険 → 市（区）役所、町（村）役場
お勤め先から発行された保険証 → 会社のご担当者

Q.限度額適用認定証は、いつ・どこに提出すれば良いですか？

A.保険者から「限度額適用認定証」が発行されお手元に届きましたら、入院当日の入院手続きの際に当院1階の入退院窓口（患者サービス課）へ保険証と一緒にご提示ください。

Q.入院日までに発行が間に合わなかった時はどうしたら良いですか？

A.入院した後でも大丈夫です。ただし、診療費用請求は1ヶ月毎に行われますので、入院した月の月末までにはご提示ください。※月末に間に合わなかった場合は、一度お支払いいただき、後に還付手続きを行っていただく必要があります。

自己負担限度額

受診者の年齢および被保険者の所得区分によって下記のとおり分類されます。

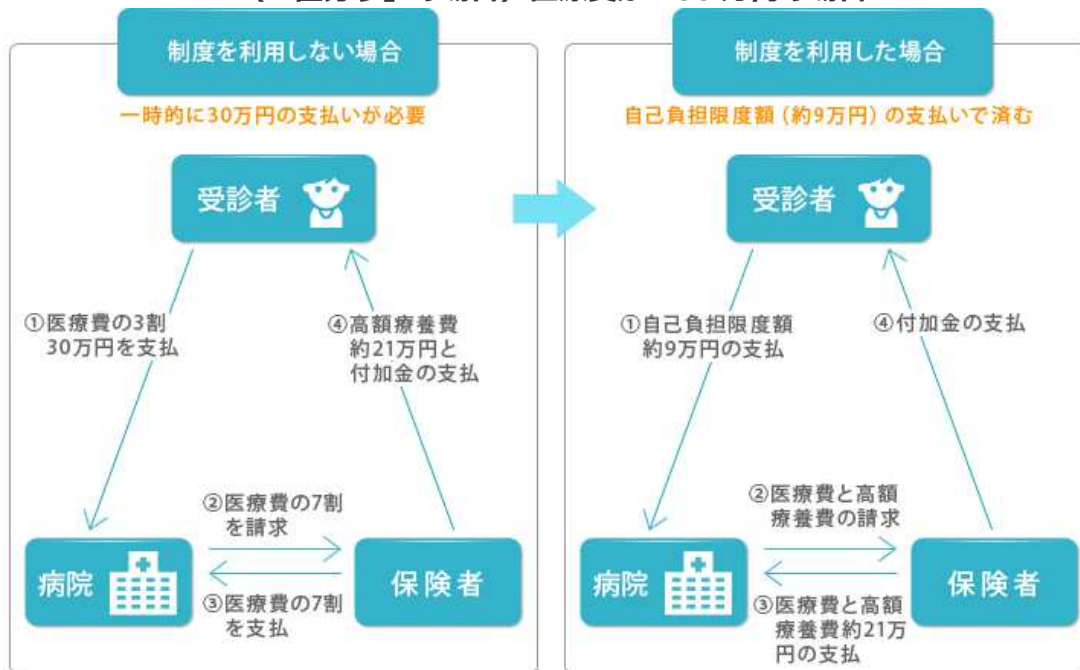
【70歳未満の方の区分】

所得区分	自己負担限度額	多数該当
ア（標準報酬月額 83 万円以上の方）	252,600 円 + （総医療費 - 842,000 円） × 1%	140,100 円
イ（標準報酬月額 53 万 ~ 79 万円の方）	167,400 円 + （総医療費 - 558,000 円） × 1%	93,000 円
ウ（標準報酬月額 28 万 ~ 50 万円の方）	80,100 円 + （総医療費 - 267,000 円） × 1%	44,400 円
エ（標準報酬月額 26 万円以下の方）	57,600 円	44,400 円
オ（被保険者が市町村村民非課税者等）	35,400 円	24,600 円

※多数該当・・・療養を受けた月以前の1年間に、3ヵ月以上の高額療養費の支給を受けた場合、4ヶ月目から自己負担限度額が軽減されます。

注) 区分ア) または「区分イ)」に該当する場合、市区町村民税が非課税であっても、標準報酬月額での「区分ア) または「区分イ)」の該当となります。

（「区分ウ」の場合）医療費が100万円の場合



【70歳以上75歳未満の方の区分】

被保険者の所得区分		自己負担限度額		
		外来(個人ごと)	外来・入院(世帯)	多数該当
現役並み所得者Ⅲ (標準報酬月額 83万円以上/ 課税所得 690万円以上)		252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%		140,100円
現役並み所得者Ⅱ (標準報酬月額 53万~79万円/ 課税所得 380万円以上)		167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%		93,000円
現役並み所得者Ⅰ (標準報酬月額 28万~50万円/ 課税所得 145万円以上)		80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%		44,400円
一般所得者 (標準報酬月額 26万円以下/課税所得 145万円未満)		57,600円	18,000円(年間上限 144,000円)	44,400円
低所得者	Ⅱ (※1) 住民税非課税	24,600円	8,000円	
	Ⅰ (※2) 住民税非課税/所得が 一定以下	15,000円	8,000円	

※1 被保険者が市区町村民税の非課税者等である場合です。

※2 被保険者とその扶養家族の方の収入から必要経費・控除額を除いた後の所得がない場合です。

注) 現役並み所得者に該当する場合は、市区町村民税が非課税等であっても現役並み所得者となります。

Access



JR 川崎駅西口から臨港バス 川 51・川 53・川 56 系統で汐田総合病院前 徒歩 1 分
JR 南武線尻手駅 徒歩 10 分